

○ 大規模建築物へのごみ減量指導

1 概要

大阪市では、「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」及び同規則で規定する大規模な事業用建物（以下、特定建築物）の所有者等に対して、ごみの発生抑制や再利用・再資源化等による減量推進に向けて「廃棄物の減量推進並びに適正処理に関する計画書」の作成、及び「廃棄物管理責任者」の選任とその届出を義務付けています。

また、事業系ごみの減量・資源化が効果的に実践されているかについて、当該建築物に対して立入検査を行い、必要な指導・助言を行っています。

2 特定建築物に該当する建物

「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」及び同規則に規定している特定建築物は次のとおりです。

【参考】

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第3条(抄)

- (1) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(通称：ビル管理法)第2条に定める特定建築物(特定の事業用途にかかる延床面積3,000㎡以上/学校教育法に規定する学校については8,000㎡以上)

(例：事務所・店舗・劇場・百貨店・図書館・美術館・博物館・遊技場・ホテル・各種学校)

- (2) 事務所の用途に供される部分の延床面積が1,000㎡以上の建物
(3) 「大規模小売店舗立地法」第2条第2項に規定する大規模小売店舗
(4) 延床面積3,000㎡以上の製造工場・倉庫

3 表彰基準

- (1) 「ごみ減量優良標」の贈呈

「事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に功績のあった建築物の所有者等に対する表彰実施要綱」に定める基準に適合する優良なごみ減量を実施している建築物に対して、平成11年度から毎年「ごみ減量優良標」を贈呈しています。

○評価項目	
・廃棄物の適正区分、適正処理および状況把握	
・廃棄物の発生抑制について	・再資源化対象物の適正処理について
・再生紙、再生品の使用について	・廃棄物管理責任者の業務について

- (2) 大阪市環境局長感謝状の贈呈

5回以上連続あるいは通算6回以上「ごみ減量優良標」を贈呈された建築物の所有者等に大阪市環境局長表彰を行い、大阪市環境局長感謝状及び「ごみ減量優良建築物標章」を贈呈しています。

- (3) 大阪市長感謝状の贈呈

大阪市環境局長表彰後、5回以上連続あるいは通算6回以上「ごみ減量優良標」を贈呈された建築物の所有者等に大阪市長表彰を行い、大阪市長感謝状及び「ごみ減量優良建築物楯」を贈呈しています。

○「ごみ減量優良建築物」表彰実績

(単位：件)

区分 \ 年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
市長表彰贈呈件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	84
局長表彰贈呈件数	-	-	-	-	148	92	84	70	72	68
「ごみ減量優良標」贈呈件数	353	483	529	542	575	643	559	586	522	495
選考対象件数	1,752	2,094	2,137	2,173	2,198	2,344	2,358	2,395	2,436	3,724

区分 \ 年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
市長表彰贈呈件数	48	46	37	56	43	35	16	26	21	44
局長表彰贈呈件数	57	54	33	41	174	69	41	56	41	34
「ごみ減量優良標」贈呈件数	463	902	736	705	754	672	557	514	579	506
選考対象件数	4,204	4,259	4,361	4,390	4,381	4,310	4,352	4,344	4,345	4,316

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
市長表彰贈呈件数	67	33	24	57	29
局長表彰贈呈件数	77	31	77	27	47
「ごみ減量優良標」贈呈件数	542	496	577	518	460
選考対象件数	4,287	4,272	4,255	4,262	4,257